

認定ハンドセラピスト制度
認定ハンドセラピスト資格取得の手引き
—目指せ、認定ハンドセラピスト—

一般社団法人
日本ハンドセラピィ学会

2019年1月1日

目次

I.	認定ハンドセラピスト制度の目的	2
II.	認定ハンドセラピストの資質	2
III.	認定ハンドセラピスト制度	2
	1. 認定ハンドセラピスト取得対象者	
	2. 実践領域	
	1) 研修実践領域	
	(1) 研修会参加 (2) 学会参加	
	2) 臨床実践領域	
	(1) 手外科臨床経験 (2) 経験した手外科症例数報告と症例要約	
	(3) 認定臨床研修	
	3) 研究実践領域	
	(1) 症例報告 (2) 学会発表 (3) 論文・著書執筆	
	4) 教育と社会貢献の実践領域	
IV.	認定臨床研修	9
	1. 認定臨床研修対象者	
	2. 認定臨床研修施設	
	3. 認定臨床研修実施期間	
	4. 認定臨床研修実施の申請	
	5. 認定臨床研修課題	
	6. 認定臨床研修の合否判定	
	7. 認定臨床研修の修了	
	8. 認定臨床研修の免除	
	9. 認定臨床研修の読み替え	
	1) 課題付研修	
	2) 自施設の症例報告	
	3) 認定臨床研修（読み替え措置）の修了	
V.	認定ハンドセラピスト認定試験	16
	1. 認定試験受験申請資格	
	2. 認定試験の受験申請方法	
	3. 認定試験の実施日程, 実施場所	
	4. 認定試験の内容	
	1) 筆記試験	
	2) 口述試験	
	5. 認定試験の合否判定	
	6. 認定試験結果の通知	
VI.	認定ハンドセラピスト認定証の発行	18
VII.	認定ハンドセラピストの認定者の登録と公開	18
VIII.	認定ハンドセラピストの更新	18
	1. 認定更新申請資格	
	2. 認定更新申請方法	
	3. 認定更新審査と結果の通知	
IX.	認定ハンドセラピストの資格喪失	20
X.	認定ハンドセラピスト制度の問い合わせ先	20
付録	認定ハンドセラピスト制度書類一覧	21

I. 認定ハンドセラピスト制度の目的

認定ハンドセラピスト制度の目的は、認定ハンドセラピスト（Japan Certified Hand Therapist; JCHT）を養成し、日本のハンドセラピの進歩発展を図ることです。本制度は、認定ハンドセラピストの専門的知識や臨床実践能力の更なる向上、ハンドセラピ技術の開発や発展、手外科関連の教育能力や研究能力の向上をもって、国民医療の向上に貢献しようとするものです。なお、本制度は平成 21 年 4 月 1 日より実施しています。

II. 認定ハンドセラピストの資質

認定ハンドセラピストは、臨床における評価および治療、研究、教育等において、ハンドセラピストとしての実践能力および管理能力を有する作業療法士・理学療法士に対して本学会が与える資格であり、次に示す資質を備えている人材でなければなりません。

1. ハンドセラピに関する高い知識と優れた技術力により、高いレベルの医療支援を国民に提供できる。
2. 常に向上心を持ち、ハンドセラピの知識、技術の習得に努力できる。
3. 臨床および基礎研究能力を持ち、ハンドセラピに関する知識、技術の発展に貢献できる。
4. 教育的な配慮を持ち、認定ハンドセラピストの養成に貢献できる。
5. ハンドセラピが社会に対してどのように貢献するかを指針を示し、それに基づいて実行できる。
6. 日本ハンドセラピ学会の発展と認定ハンドセラピストの社会的地位の向上に貢献できる。

III. 認定ハンドセラピスト制度

認定ハンドセラピスト制度は、研修、臨床、研究、教育・社会貢献の 4 つの実践領域から構成され、それぞれ認定ハンドセラピストになるための実践内容とそれに対応した単位数が設定されています。認定ハンドセラピストを取得しようとする方は、日本ハンドセラピ学会に入会し、入会后 10 年の手外科臨床経験（臨床実践領域の臨床経験：8 単位）を必要とします。その間には、全ての実践領域の実践内容に対応した必要単位数を取得すると共に、研修および研究実践領域で定められた 3 つの必須要件を満たすことが必要です（表 1）。これらを習得した後は、認定試験を受験し、それに合格しなければなりません。認定試験の詳細は V. 認定ハンドセラピスト認定試験の章で解説します。

認定ハンドセラピストの取得後は、5 年毎に 1 回の更新申請が必要です。更新の詳細は VIII. 認定ハンドセラピストの更新の章で解説します。更新には決められた全ての実践内容に対応した必要単位数を取得し、研修実践領域で定められた必須要件を満たさなければなりません。認定ハンドセラピスト制度における認定ハンドセラピスト取得・更新の流れを図 1 に示しました。

表 1 実践領域内容と認定ハンドセラピスト新規申請に必要な単位数

実践領域	実践内容	単位数	備考
研修実践	セミナー参加	25	15 受講要件あり
	学会・研修会参加		10 必須要件 1*1
臨床実践	手外科臨床経験	28	8 5年で4単位
	経験した手外科症例数報告と症例要約 (2例:5年で1例)		8 5年で4単位
	研修施設での認定臨床研修		12 実施要件あり
研究実践	手外科症例報告 (2例)	12	2
	学会発表		5 必須要件 2*2
	論文・著書執筆		5 必須要件 3*3
教育等実践	教育・社会貢献	6	6

- *1 必須要件 1：認定ハンドセラピスト養成カリキュラム (表 2) の基礎 I, III, IV受講後に日本手外科学会秋期教育研修会を受講していること。日本ハンドセラピィ学会学術集會に3回以上参加していること。
- *2 必須要件 2：国際学会，日本手外科学会学術集會，日本肘関節学会学術集會，日本ハンドセラピィ学会学術集會のいずれかで主演者での発表が1題以上あること。全ての発表演題は手，肘関連の内容に限り，申請日より過去10年以内に発表したものを有効とする。
- *3 必須要件 3：英文誌，日本手外科学会雑誌，日本肘関節学会雑誌，日本ハンドセラピィ学会誌のいずれかで筆頭論文が1編以上あること。全ての論文・著書は，手，肘関連の内容に限り，申請日より過去10年以内に掲載されたものを有効とする。

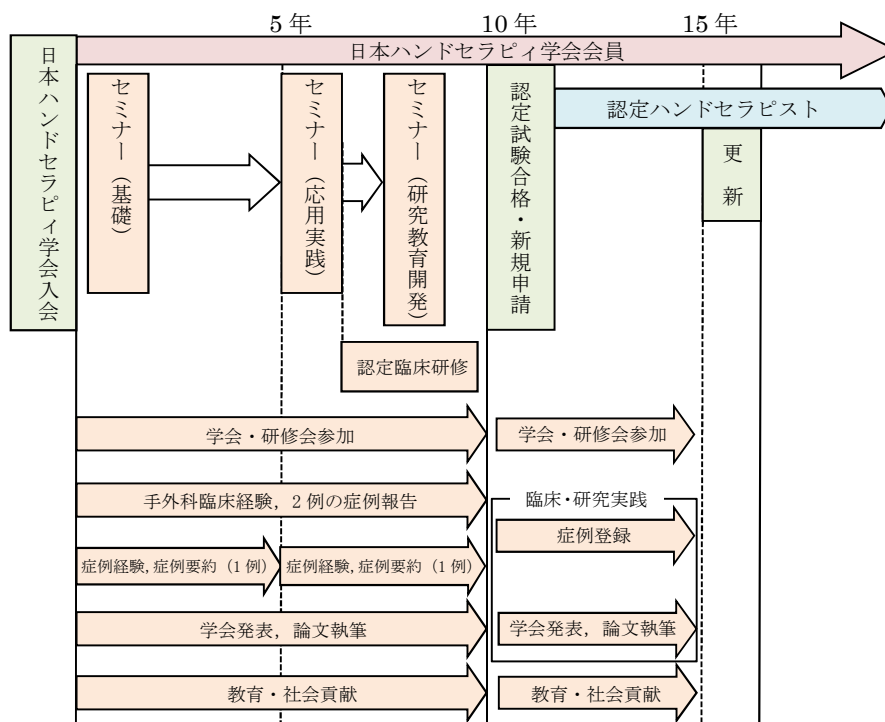


図 1 認定ハンドセラピスト取得と更新の流れ

1. 認定ハンドセラピスト取得対象者

認定ハンドセラピスト取得対象者は、日本ハンドセラピー学会会員でなければなりません。

2. 実践領域（表1）

実践領域は、1) **研修実践領域**、2) **臨床実践領域**、3) **研究実践領域**、4) **教育・社会貢献の実践領域**の4領域で構成され、合計71単位以上を取得する必要があります。その単位は、新規申請の場合ではセミナー単位を除き申請日より過去10年までのものが有効です。以下に各実践領域について解説します。

1) 研修実践領域（25単位）

研修実践領域には(1)セミナー参加（15単位）と(2)学会・研修会参加（10単位）が含まれ、手外科、ハンドセラピー等の専門的知識を習得するために設定されています。

(1) セミナー参加（15単位）

セミナーは、認定ハンドセラピスト養成カリキュラムの基礎セミナー（5単位）、応用実践セミナー（5単位）、研究・教育・開発セミナー（5単位）の3段階に分けられており、全て受講しなければなりません。養成カリキュラムのセミナー参加単位と開催セミナーとの対応は表2に示しました。

基礎セミナーでは、手外科やハンドセラピーに必要な基礎知識を習得します。その内容は、上肢の機能解剖学・運動学（基礎Ⅰ）、関連基礎医学（基礎Ⅱ）、臨床基礎医学（基礎Ⅲ）、評価学（基礎Ⅳ）です。基礎Ⅰの触診セミナーは、入門セミナー受講後に受講しなければなりません。基礎Ⅱは、応用実践研修と組み合わせて開講します。

応用実践セミナーでは、基礎研修で習得した基礎知識を応用し、適切な評価・治療を実施するための高い実践能力を習得します。本セミナーは受講要件が定められており、①基礎Ⅰ、Ⅲ、Ⅳを受講していること、②5年以上の手外科領域の臨床経験があること、③10例の症例経験一覧と1例の症例要約を提出していることが受講要件となります。症例経験一覧と症例要約の提出については、2) 臨床実践領域で確認してください。例外として、ハンドスプリントベーシックセミナーには受講要件はありません。

研究・教育・開発セミナーでは、研究や教育の実践技能やハンドセラピー技術の開発能力を強化します。本セミナーにも受講要件が定められており、応用実践研修の全てを修了していることが受講要件となります。例外として、ハンドスプリントアドバンスは、基礎セミナーとハンドスプリントベーシックを受講した後に受講できます。

表 2 認定ハンドセラピスト養成カリキュラムと開催セミナー

基礎セミナー	単位	時間(分)	研修項目	開催セミナー
＜基礎Ⅰ＞ 機能解剖学 運動学	5	900	90 手関節・手の機能解剖概説	入門セミナー
			90 肘・前腕の機能解剖概説	
			360 手関節・手の機能解剖・触診	触診セミナー
			360 肩・肘・前腕の機能解剖・触診	
＜基礎Ⅱ＞ 関連基礎医学	5	540	90 生体力学（関節モーメント，腱の滑走距離等）	応用実践セミナー1 と同一開催
			90 創・感染・治癒	
			90 生理学（運動・知覚）	応用実践セミナー2 と同一開催
			90 病態生理学（末梢神経麻痺による運動・知覚異常等）	
			90 病態運動学（骨関節アライメント異常，手の変形）	応用実践セミナー3 と同一開催
90 画像診断学				
＜基礎Ⅲ＞ 臨床基礎医学	5	540	45 ハンドセラピー概論	入門セミナー （基礎Ⅰ）と同一開催
			45 基礎用語	
			90 骨折概論	
			90 腱損傷概論	
			90 末梢神経損傷概論	
			90 拘縮概論	
＜基礎Ⅳ＞ 評価学	5	720	90 評価概論，観察・触診	評価セミナー
			90 SWT 実技	
			90 ROM	
			90 筋力	
			90 感覚	
			90 上肢機能	
			90 ADL	
			90 症例プレゼンテーション	

応用実践セミナー	単位	時間(分)	研修項目	開催セミナー
応用実践	5	540	270 手の腱損傷	応用実践セミナー1
			270 手の拘縮	
		540	270 上肢の末梢神経損傷	応用実践セミナー2
			270 上肢の機能再建	
		540	270 手の骨折	応用実践セミナー3
			270 炎症性疾患の手	
		540	270 上肢複合組織損傷	応用実践セミナー4
			270 先天異常・切断・熱傷の手	
		180	90 物理療法Ⅰ	
			90 物理療法Ⅱ	
720	360 ハンドスプリントⅠ	ハンドスプリント ベーシックセミナー		
	360 ハンドスプリントⅡ			

研究・教育・開発セミナー	単位	時間(分)	研修項目	開催セミナー
研究・教育・開発	5	720	270 研究方法論	研究法セミナー
			180 統計解析評価学特論	
			270 ハンドセラピー研究特別演習	
		720	720 ハンドスプリントアドバンス	ハンドスプリント アドバンスセミナー

注1) 各セミナー終了後には、受講修了証が手渡されます。受講修了証は、認定臨床研修および認定試験受験申請時に必要となりますので、各自大切に保管してください。

注2) セミナーの参加資格、開催時期、場所、研修会参加申し込み等の詳細は、日本ハンドセラピスト学会ホームページ (<http://jhts.or.jp/>) で広報されます。

(2) 学会・研修会参加 (10 単位)

学会・研修会参加には、単位取得できる学会および研修会が指定されており、合計 10 単位以上を取得する必要があります。また、必須要件 1 が設定されています (表 3)。

表 3 学会参加に関する指定学会・研修会と単位数

学会・研修会参加 (10 単位)	指定学会・研修会	単位
	国際学会・研修会：IFSSH, IFSHT, APFSSH, APFSHT, 他.	2
全国学会・研修会：日本手外科学会学術集会, 日本ハンドセラピ学会学術集会, 日本肘関節学会学術集会, 日本手外科学会秋期教育研修会, 他.	2	
地方学会・研修会：本学会が認定した学会・研修会	1	
必須要件 1： 基礎セミナーの基礎 I, III, IV 受講後に日本手外科学会秋期教育研修会を受講していること。 日本ハンドセラピ学会学術集会に 3 回以上参加していること。		

注1) 参加証明書は、認定試験受験申請時に必要となりますので、各自大切に保管してください。参加証明書が発行されない学会および研修会においては、参加領収書を保管してください。

2) 臨床実践領域 (28 単位)

臨床実践領域では手外科症例に対する十分な臨床実践能力や高い応用技術の習得が求められ、日本ハンドセラピ学会入会后 10 年以上の手外科臨床経験 (8 単位) と一定数以上の手外科経験症例数 (8 単位) が定められています。また、認定臨床研修施設での臨床研修 (12 単位) を行い、認定ハンドセラピストの指導の下、実際に症例を経験し、評価・治療に関するより高い実践応用技術を習得します。

(1) 手外科臨床経験 (8 単位)

手外科臨床経験は日本ハンドセラピ学会入会后 1~5 年、6~10 年の各 5 年間でそれぞれ 4 単位とし、合計 8 単位を取得する必要があります。

(2) 経験した手外科症例数報告と症例要約 (8 単位)

日本ハンドセラピ学会入会后 10 年間の内、1~5 年と 6~10 年の各 5 年間において、それぞれ 10 例の症例経験一覧と 1 例の症例要約 (4 単位) が必要です。本学会入会后 10 年間では、合計 20 例の症例経験一覧と 2 例の症例要約 (8 単位) が必要ということになります。

注1) 1~5 年の 5 年間の手外科臨床経験および 10 例の症例経験一覧と 1 例の症例要約は、認定ハンドセラピスト養成カリキュラムの応用実践セミナーの受講要件となっています。

注2) 手外科臨床経験の証明には勤務施設発行の勤務証明書を用いてください。会員歴 1~5 年の 5 年間の症例経験と症例要約は、指定書式 (様式: 試-2-1 号, 様式: 試-3 号) にそれぞれ記入してください。

注3) 応用実践セミナーの参加申込前には、基礎セミナー I, III, IV の受講を証明する各セミナーの修了証の写しと共に 5 年間の症例経験と症例要約を日本ハンドセラピ学会認定資格審査委員会に必ず提出してください。

提出先) 〒476-8588 愛知県東海市富貴ノ台2丁目172番地
星城大学リハビリテーション学部作業療法学専攻
日本ハンドセラピ学会 認定資格審査委員会事務局 飯塚照史

注4) 10年間の手外科臨床経験証明および会員歴6~10年の5年間の症例経験一覧(様式:試-2-2号)と症例要約(様式:試-3号)は、認定試験受験申請時に必要となります。

(3) 認定臨床研修 (12単位)

認定臨床研修は、認定臨床研修実施要件*1を満たした方が日本ハンドセラピ学会の認定臨床研修施設で研修を行うことを指します。研修期間は、原則として3か月間もしくは528時間(12単位)です。必要に応じて1か月、176時間(4単位)と2か月、352時間(8単位)に分けて研修することができます。また、認定臨床研修の実施が困難な方に対しては、認定臨床研修の単位読み替えも可能です。認定臨床研修に関する詳細は、IV. 認定臨床研修の章で示します。

*1: 臨床研修実施要件: 日本ハンドセラピ学会会員であること。認定ハンドセラピスト養成カリキュラムの基礎セミナー、応用実践セミナーのすべてを修了していること。

3) 研究実践領域 (12単位)

研究実践領域では、手外科およびハンドセラピに関する基礎および臨床研究能力に加え、臨床例や研究成果をまとめる能力や報告能力が求められます。本領域では症例報告(2単位)、学会発表(5単位)、論文・著書執筆(5単位)の実績が必要となります。これらの証明は認定試験受験申請時に必要となります。

(1) 症例報告 (2単位)

症例報告は指定書式(様式:試-4号)を用い、2例の手外科症例について記載してください。1例1単位とし合計2単位を取得する必要があります。

(2) 学会発表 (5単位)

学会発表においては、単位取得できる学会が指定されており、合計5単位以上を必要とします。また、必須要件2が設定されています(表4)。

(3) 論文・著書執筆 (5単位)

論文・著書執筆においては、単位取得できる公表学術誌が指定されており、合計5単位以上を必要とします。また、必須要件3が設定されています(表4)。

表 4 学会発表, 論文・著書執筆に関する単位数

学会発表 (5 単位)	指定学会	単位
	国際学会：IFSSH, IFSHT, APFSSH, APFSHT, 他.	4
	全国学会：日本手外科学会学術集会, 日本肘関節学会学術集会, 日本ハンドセラピー学会学術集会, 他.	3
	地方学会	1
必須要件 2： 国際学会, 日本手外科学会学術集会, 日本肘関節学会学術集会, 日本ハンドセラピー学会学術集会のいずれかで, 主演者での発表が 1 題以上あること.		

注1) 学会発表は手, 肘関連の内容に限り, 申請日より過去 10 年以内に発表したものを有効とする.
 注2) 主演者以外の発表は定められた単位数の 1/2 とする.

論文・著書 執筆 (5 単位)	指定公表雑誌・著書	単位
	英文誌：J Hand Therapy, JBJS, AJHS, 他.	4
	和文全国誌：日本手外科学会雑誌, 日本肘関節学会雑誌, 日本ハンドセラピー学会誌, 他	3
	和文地方誌	1
	著書（編集者および分担筆頭者も含む）	3
必須要件 3： 英文誌, 日本手外科学会雑誌, 日本肘関節学会雑誌, 日本ハンドセラピー学会誌のいずれかで, 筆頭論文が 1 編以上あること.		

注1) 論文・著書の公表は ISSN, ISBN を取得した雑誌, 著書であり, 手, 肘関連の内容に限る. 全ての論文・著書は申請日より過去 10 年以内に掲載されたものを有効とする.
 注2) 共著者での執筆は定められた単位数の 1/2 とする.

4) 教育と社会貢献の実践領域 (6 単位)

教育と社会貢献の実践領域では, ハンドセラピーの発展のための教育能力や日本ハンドセラピー学会の活動に関する企画能力とその実施能力が求められます. 本領域では, 教育的な活動実績として学術集会および研修会の講師・シンポジスト・等を挙げています. 企画・実施実績として学会長・研修会長, 学会や研修会の実行委員長等, 日本ハンドセラピー学会等の委員長等を挙げています. それぞれの項目には単位が設定されており, 合計 6 単位の実績が必要となります(表 5). これらの実績の証明は, 認定試験受験申請時に必要となります.

表 5 教育と社会貢献領域における活動内容と単位数

	活動内容		単位	
	教育と 社会貢献 (6単位)	教育的活動実績	講師・シンポジスト・座長・司会	国際・全国学会および研修会
地方学会および研修会				2
その他（他団体、養成校での講演等）				2
臨床研修指導			臨床研修指導（1か月）	2
			症例報告指導（1症例報告）	2
査読			論文査読（1論文）	1
		学会抄録（1件の査読依頼）	1	
学会・研修会および 日本ハンドセラピ ィ学会等の活動に 関する企画・実施実 績		学会長・ 研修会長	国際・全国学会および研修会	5
			地方学会および研修会	3
		委員長	国際・全国学会および研修会	3
	地方学会および研修会		2	
	委員	国際・全国学会および研修会	2	
		地方学会および研修会	1	
	委員会活動	委員長，副委員長（1年）	3	
委員（1年）		2		

注1) 本表における学会・研修会については、当該学会・研修会の代表者が本学会に単位認定の申請をし、員鄭資格審査委員会の議を経て、本学会の理事会で承認を得た学会・研修会を指します。

注2) 日本作業療法士協会の専門作業療法士（手外科）に係る単位とは異なります。

IV. 認定臨床研修

認定臨床研修の目的は、高水準の専門的知識と応用力によって、直面した問題に対して総合的に解決できる優れた技能を持つ認定ハンドセラピストを養成することです。日本ハンドセラピィ学会では、認定臨床研修を臨床実践領域の必須項目と位置付け、日本ハンドセラピィ学会認定臨床研修規定、認定臨床研修施設に関する細則、認定臨床研修実施に関する細則等により規定されています。

認定臨床研修の実施が困難な方に対しては、単位の読み替えも可能です。詳細はIV-9で確認してください。

1. 認定臨床研修対象者

認定臨床研修は、臨床研修実施要件を満たした方が対象となります。臨床研修実施要件とは、日本ハンドセラピィ学会会員であり、認定ハンドセラピスト養成カリキュラムの基礎セミナー、応用実践セミナーのすべてを修了していることです。

2. 認定臨床研修施設

認定臨床研修は、日本ハンドセラピィ学会が認可した施設で実施します。この認定臨床研修施設には、認定ハンドセラピストが常勤する認定臨床研修施設Aと認定ハンドセラピストが非常勤として週4時間以上勤務する認定臨床研修施設Bがあります。

3. 認定臨床研修期間

認定臨床研修には一次研修と二次研修があり、一次研修修了後に二次研修を実施します。認定臨床研修期間は、一次研修が1か月、二次研修が2か月です。毎日継続して研修を実施できない場合は、時間に換算した研修でも可能です。一次研修と二次研修の認定臨床研修施設期間を換算した時間数は、それぞれ176時間と352時間です。

4. 認定臨床研修の申請

認定臨床研修希望者は、認定臨床研修施設一覧から希望する研修施設を選択し、当該認定臨床研修施設に「認定臨床研修の手引き」に従って認定臨床研修の申請をしてください。申請時には必要書類（表6）を提出してください。また、認定臨床研修施設より承諾を得た後には、認定臨床研修施設と認定臨床研修委員会にそれぞれ必要書類（表7）を提出してください。

表6 認定臨床研修実施申請時に必要な書類

認定臨床研修施設に提出する書類	
1. 認定臨床研修申請書	(様式：臨-5号)
2. 認定臨床研修個人資料	(様式：臨-6号)
3. 認定臨床研修承諾書（未記入）	(様式：臨-7号)
4. 返信用封筒（申請者の宛名と切手を貼付したもの）	
5. 申請年度の日本ハンドセラピー学会会員証の写し	
6. 認定ハンドセラピスト養成カリキュラムの基礎および応用実践セミナーの受講修了証の写し	

表7 認定臨床研修承諾後に必要な書類

認定臨床研修施設に提出する書類	
1. 認定臨床研修契約書（2部）	(様式：臨-8号)
2. 認定臨床研修誓約書（研修施設提出用）	(様式：臨-9号)
3. 個人情報取り扱い誓約書	(様式：臨-10号)
4. 認定臨床研修修了証明書（未記入）	(様式：臨-11号) ※1
5. 研修施設によって提出が必要な書類（PT, OT 保障保険証, 損害補償保険加入証明書等の写し等）	
※1 読み替えでは、課題付研修合格証明書（様式：臨-19号）を提出してください。	
認定臨床研修委員会に提出する書類	
1. 申請年度の日本ハンドセラピー学会会員証の写し	
2. 認定ハンドセラピスト養成カリキュラムの基礎および応用実践セミナー受講修了証の写し	
3. 認定臨床研修承諾書の写し	
4. 認定臨床研修開始届	(様式：臨-12号)
5. 認定臨床研修誓約書（学会提出用）	(様式：臨-13号)
注) 認定臨床研修開始の1週間前までに提出してください。	

5. 認定臨床研修課題

認定臨床研修では、一次研修、二次研修ともに研修施設で経験した 1 例の症例報告が課題となっています。症例報告は、指定された症例報告書を作成要綱（表 8）に従い適切にまとめ、認定臨床研修指導者に提出してください。各症例報告は症例経験一覧（表 9）のうち、それぞれ異なる疾患であることを原則としますが、同一疾患であっても治療に影響する異なる要因があればよいものとします。

表 8 症例報告書作成要綱

表題	報告に適切な表題とする。
1. はじめに（目的）	該当する疾患の説明、治療における歴史的な変遷および現在の一般的な治療法について説明し、報告するに至った理由と報告の目的を記述する。
2. 症例紹介	症例の背景、受傷機転（発症の経緯）、受診までの経緯、理学的診断、画像診断、治療方針、手術内容、セラピーの処方内容などについて要点を記述する。
3. セラピー前評価	セラピー開始前の評価内容について記述する。
4. セラピー目標	治療方針、処方内容、セラピー前評価からセラピーの目標を設定し、記述する。
5. セラピー計画	セラピーの目標に基づき、タイムスケジュールを含めた計画を立案し、記述する。
6. 経過	セラピー計画に則り、経過について記述する。経過中の変化（手術も含む）に伴い、セラピー内容に追加や変更を加えた場合は、その目的を明示する。
7. 結果	セラピー施行後の結果について記述する。
8. 考察	セラピーの経過および結果からセラピーの効果およびその効果に影響を及ぼした要因、セラピーの妥当性などを分析・検討して記述する。
9. まとめ	報告のまとめを記述する。
10. 文献	必要最小限の引用・参考文献を引用順に呈示する。

表 9 手外科症例経験一覧

1. 骨、関節損傷	①指節部、②中手部、③CM・MP・PIP・DIP 関節部、④母指 CM・MP・IP 関節部、⑤手関節部、⑥前腕遠位部、⑦前腕中央部、⑧前腕近位部、⑨肘関節部、⑩上腕遠位部
2. 腱損傷	①屈筋腱損傷、②伸筋腱損傷（腱縫合、腱移行、腱移植、腱剥離）
3. 末梢神経損傷腕	①腕神経叢損傷（外傷、分娩麻痺）、②外傷性神経損傷、③絞扼神経障害
4. 手関節疾患	①Kienbock 病、②Preiser 病、③DRUJ 障害、④TFCC 損傷、⑤尺骨突き上げ症候群、⑥手根不安定症
5. 複合組織損傷（切断含む）	
6. 変形性関節症	①Heberden 結節、②Bouchard 結節、③母指 CM 関節症、④変形性手関節症、⑤変形性肘関節症
7. 関節リウマチ	
8. 炎症性疾患	
9. 先天異常	
10. 循環障害	
11. 特殊な外傷	①高圧注入損傷、②熱傷、③熱圧挫傷、④電撃傷、⑤化学損傷、⑥咬傷、⑦剥脱損傷
12. 麻痺手の再建	①四肢麻痺手、②正中神経麻痺、③尺骨神経麻痺、④橈骨神経麻痺、⑤混合神経麻痺
13. 拘縮	①皮膚性拘縮、②筋・腱性拘縮、③関節性拘縮、④Dupuytren 拘縮、⑤阻血性拘縮

6. 認定臨床研修の合否判定

認定臨床研修の合否判定は、研修施設で経験した症例報告書の審査で行われます。審査は症例報告に関する審査基準（表 10）に従い、認定臨床研修指導者によって行われます。判定が不合格であった場合は、審査項目で要修正と指摘された内容を参考に加筆修正を行い、再度提出して合否判定を受けてください。

表 10 症例報告に関する審査基準

審査項目	審査基準	審査結果	
1. 表題	報告に適切な表題であるか。	十分	要修正
2. はじめに	該当する疾患の説明、治療における歴史的な変遷および現在の一般的な治療法について適切に記述されているか。	十分	要修正
3. 目的	報告する目的について明確に記述されているか。	十分	要修正
4. 症例紹介	症例の背景、受傷機転（発症の経緯）、受診までの経緯、理学的診断、画像診断、治療方針、手術内容、セラピーの処方内容などについて要点が網羅され、適切に記述されているか。	十分	要修正
5. 匿名性の確保	個人を特定できないように配慮されているか。	十分	要修正
6. セラピー前評価	適切なセラピー前評価が行われ、記述されているか。	十分	要修正
7. セラピー目標	治療方針、セラピー処方内容、セラピー前評価からの確かなセラピーの目標を設定し、記述されているか。	十分	要修正
8. セラピー計画	セラピーの目標に基づき、タイムスケジュールを含めた確かな計画が立案され、記述されているか。	十分	要修正
9. 経過	セラピー計画に従い、経過について適切に記述されているか。経過中の変化（手術を含む）に伴いセラピー内容に追加や変更を加えた場合、その目的が的確に明示され、記述されているか。	十分	要修正
10. 結果	セラピーを施行後の結果について適切に記述されているか。	十分	要修正
11. 考察	セラピーの経過および結果からセラピーの効果およびその効果に影響を及ぼした要因、セラピーの妥当性などを分析検討して適切に記述されているか。	十分	要修正
12. まとめ	報告のまとめが適切に記述されているか。	十分	要修正
13. 文献	報告書を作成するにあたり、必要最低限の引用・参考文献が引用順に適切に提示されているか。	十分	要修正

※症例報告では、個人を特定できないように配慮してください。

7. 認定臨床研修の修了

認定臨床研修の修了は、認定臨床研修指導者が研修の皆勤および目標に対する研修者の知識および技能の達成度、態度、研修症例報告等を踏まえ総合的に判定します。認定臨床研修の修了時には指導者が認定臨床研修修了証明書（様式：臨-11号）を発行しますので、研修者はその証明書とその他の必要書類（表 11）を認定臨床研修委員会に提出してください。認定臨床研修の修了をもって認定臨床研修の12単位が取得でき、認定臨床研修修了証が交付されます。修了証は認定試験受験申請時に必要となりますので各自保管してください。

表 11 認定臨床研修修了後に必要な書類

認定臨床研修委員会に提出する書類（認定臨床一次研修修了後）	
1. 認定臨床（一次・二次）研修修了証明書	（様式：臨-11号）
2. 合格した研修施設症例報告：1症例分	
3. 症例報告の同意書	（様式：臨-16号）
4. 合格した症例報告合否判定表	（様式：臨-14号）
認定臨床研修委員会に提出する書類（認定臨床二次研修修了後）	
1. 認定臨床一次研修修了証の写し	
2. 認定臨床（一次・二次）研修終了証明証	（様式：臨-11号）
3. 合格した研修施設症例報告：1症例分	
4. 症例報告の同意書	（様式：臨-16号）
5. 合格した症例報告合否判定表	（様式：臨-14号）

8. 認定臨床研修の免除

認定臨床研修の免除の対象者は、①本学会会員、②認定臨床研修施設に勤務する者、③養成カリキュラムの全ての基礎および応用実践セミナー受講修了者、全てに該当する方が対象になります。対象者は養成カリキュラムの全ての基礎および応用実践セミナー受講修了後の勤務施設での実務を認定臨床研修期間に代えることができます。但し、認定臨床研修課題は免除されません。認定臨床研修の免除を申請する方は、必要な書類（表 12）を認定臨床研修委員会に提出してください。

表 12 認定臨床研修の免除に必要な書類

認定臨床研修委員会に提出する書類	
1. 実務期間証明書	（様式：臨-15号）
2. 合格した症例報告合否判定表	（様式：臨-14号）
3. 合格した研修施設症例報告	
4. 症例報告の同意書	（様式：臨-16号）
5. 認定臨床（一次・二次）研修終了証明証	（様式：臨-11号）

9. 認定臨床研修の読み替え

認定臨床研修は、課題付研修と研修者が勤務する施設（自施設）の症例報告を行うことにより、読み替えて単位を取得することができます。読み替えには、一次研修と二次研修のそれぞれに対応した研修期間と研修課題があります（表 13）。

表 13 認定臨床研修の読み替え対応表

		単位数	読み替え内容	単位数
一次研修	施設研修 (1 か月 : 176 時間)	4	課題付研修 (4 研修 (1 研修あたり 4 時間)) 課題 : ①治療計画立案, ②スプリント作製 ※課題②は 4 研修につき 1 回以上実施する.	2
	研修施設症例報告 (1 症例)		自施設の症例報告 (1 例) ※症例報告指導者から指導を受け報告書を作成する.	2
二次研修	施設研修 (2 か月 : 352 時間)	8	課題付研修 (8 研修 (1 研修あたり 4 時間)) 課題 : ①治療計画立案, ②スプリント作製 ※課題②は 8 研修につき 2 回以上実施する.	4
	研修施設症例報告 (1 症例)		自施設の症例報告 (2 例) ※症例報告指導者から指導を受け報告書を作成する.	4

1) 課題付研修

(1) 研修期間

課題付研修の研修期間は、一次研修は 4 研修 (1 研修あたり 4 時間) の 16 時間 (2 単位)、二次研修は 8 研修の 32 時間 (4 単位) と定められています。

(2) 研修課題

課題付研修の課題には、以下に示す①、②があります。課題①は 1 研修につき 1 回実施します。課題②は 4 研修につき 1 回以上実施します。

① 治療計画の立案

研修施設の症例に対し評価を行い、問題点の抽出と治療計画の立案を実施します。研修指導者と治療計画について議論し、理解を深めます。

② スプリントの作製

研修施設の医師または指導者の指示に従い、上記の治療計画立案後に作製し、スプリント療法の知識と技術を高めます。

(3) 課題付研修の修了

1 研修修了毎に研修指導者から課題付研修合格証明書 (様式 : 臨-19 号) が発行されます。一次研修は 4 枚、二次研修は 8 枚発行されて修了となります。

2) 自施設の症例報告

自施設の症例報告は、課題付研修の修了後に自施設で経験した症例に関して症例報告指導者から 2 週間に 1 回以上の指導を 3 か月間受けて作成します。一次研修では 1 症例 (2 単位)、二次研修では 2 症例 (2 単位×2) の報告書を作成します。

(1) 自施設症例報告の指導申請

希望する症例報告指導者 (認定ハンドセラピスト) に必要書類を提出して直

接申請してください。また指導承諾後には、認定臨床研修委員会に必要書類を提出してください（表 14）。

表 14 自施設症例報告の指導申請時に必要な書類

症例報告指導者に提出する書類	
1. 自施設症例報告指導申請書	(様式：臨-20号)
2. 自施設症例報告申請者個人資料	(様式：臨-21号)
3. 自施設症例報告指導承諾書(未記入)	(様式：臨-22号)
4. 返信用封筒	
認定臨床研修委員会に提出する書類	
1. 自施設症例報告作成開始届	(様式：臨-23号)
2. 自施設症例報告指導承諾書の写し	
注) 症例報告の指導が開始する前までに提出してください。	

(2) 自施設症例報告の提出と合否判定

症例報告指導が修了した後、1か月以内に症例報告指導者に必要書類を提出してください（表 15）。症例報告指導者が「症例報告に関する審査基準」（表 10）に従って合否判定を行い、症例報告合否判定表（様式：臨-14号）にて結果を通知します。合格者は認定臨床研修修了の書類を認定臨床研修委員会に提出してください。不合格者は、通知後1か月以内に症例報告を再提出してください。

表 15 自施設症例報告の提出時に必要な書類

症例報告指導者に提出する書類	
1. 作成した自施設症例報告	
2. 症例報告合否判定表(未記入)	(様式：臨-14号)
3. 返信用封筒	

3) 認定臨床研修（読み替え措置）の修了

認定臨床研修（読み替え措置）の一次研修、二次研修修了後に、認定臨床研修委員会に必要書類（表 16）を提出してください。後日、一次研修または二次研修修了証が交付されます。

表 16 認定臨床研修（読み替え措置）修了後に必要な書類

認定臨床研修委員会に提出する書類	
(一次研修修了後)	(二次研修修了後)
1. 4枚の課題付研修合格証明書	1. 8枚の課題付研修合格証明書
2. 合格した自施設症例報告（1症例）	2. 合格した自施設症例報告（2症例）
3. 症例報告の同意書	3. 症例報告の同意書
4. 合格した症例報告合否判定表	4. 合格した症例報告合否判定表

V. 認定ハンドセラピスト認定試験

認定ハンドセラピスト認定試験の目的は、手外科およびハンドセラピーに関する高い学術的知識と総合的な応用実践技能をセラピストが修得しているか否かを判定することです。日本ハンドセラピー学会では、本認定試験を認定ハンドセラピストになるための最終的な試験と位置付けています。

1. 認定試験受験申請資格

認定試験の受験申請は、ハンドセラピー学会会員を原則10年以上継続し、全ての実践領域に対応した必要単位数を取得していると共に研修および研究実践領域で定められた必須要件を満たしている方が対象となります（表1）。

2. 認定試験の受験申請方法

認定試験の受験希望者は、日本ハンドセラピー学会認定資格審査委員会に認定試験の受験申請を行ってください。申請時には必要書類（表17）を提出してください。

認定試験の受験申請後、受験有資格者には、受験票と受験日程、受験場所、受験時の注意事項が記載された受験案内、認定試験受験料の振込用紙が送付されますので、指定期日までに指定金額を振り込んでください。認定試験の受験料は、10,000円（筆記試験：5,000円、口述試験：5,000円）です。

表 17 認定試験申請時に必要な書類

1. 認定ハンドセラピスト認定試験申請書 (様式: 試-1号)
2. 筆記および口述試験の受験日程希望票
3. 研修実践領域に関する書類 <ul style="list-style-type: none"> ① 研究・教育・開発セミナーの受講修了証の写し ② 日本手外科学会秋期教育研修会受講証明書の写し (必須要件1) ③ 学会参加証明書の写し (必須要件1)
4. 臨床実践領域に関する書類 <ul style="list-style-type: none"> ④ 日本ハンドセラピ学会所属証明書 (日本ハンドセラピ学会発行) ⑤ 10年間の手外科臨床経験証明 (施設発行の勤務証明書) ⑥ 手外科臨床経験6~10年の5年間における10例の症例経験一覧 (様式: 試-2-2号) ⑦ 手外科臨床経験6~10年の5年間における1例の症例要約 (様式: 試-3号) ⑧ 認定臨床研修修了証の写し
5. 研究実践領域に関する書類 <ul style="list-style-type: none"> ⑨ 症例報告 (2例) (様式: 試-4-1号, 試-4-2号) ⑩ 5単位以上の学会発表抄録の写し (必須要件2) ⑪ 5単位以上の論文・著書の写し (必須要件3)
6. 教育・社会貢献の実践領域に関する書類 <ul style="list-style-type: none"> ⑫ 講師・シンポジスト等の証明書 (依頼書など) の写し

提出先) 〒476-8588 愛知県東海市富貴ノ台2丁目172番地
 星城大学リハビリテーション学部作業療法学専攻
 日本ハンドセラピ学会 認定資格審査委員会事務局 飯塚照史

3. 認定試験の受験申請期間および実施日程, 実施場所

認定試験の受験申請期間と実施日程, 場所は年度ごとに異なります。詳細は日本ハンドセラピ学会ホームページ (<http://jhts.or.jp/>) で確認してください。前年度の3月末までに認定試験受験申請受付期間と認定試験日程, 場所を公示します。筆記試験は年2回, 口述試験は年1回の実施予定です。

4. 認定試験の内容

1) 筆記試験

筆記試験の試験時間は60分間で, 研修会の内容および認定ハンドセラピスト養成カリキュラムの基礎セミナーのテキストから50題が出題されます。

2) 口述試験

口述試験は筆記試験合格後に実施します。口述試験では認定臨床研修課題の症例あるいは自施設の症例についてプレゼンテーションを行い, その後に質疑応答を行います。プレゼンテーションの時間は10分間で, 質疑応答は20分間です。

5. 認定試験の合否判定

認定試験には、筆記試験と口述試験があります。筆記試験は正答率 6 割以上、口述試験は 3 名の審査委員の内 2 名以上の合格が必要です。筆記試験の合格は次年度まで有効ですので、口述試験が不合格でも次年度の筆記試験を受験する必要はありません。

6. 認定試験結果の通知

認定試験結果は受験者全員に文書で通知され、日本ハンドセラピィ学会ホームページ (<http://jhts.or.jp/>) でも確認できます。

VI. 認定ハンドセラピスト認定証の発行

認定ハンドセラピスト認定試験に合格した方または更新可と判定された方には、日本ハンドセラピィ学会より認定証が発行されます。認定ハンドセラピストの認定日は、認定が承認された翌年度の 4 月 1 日付となります。

VII. 認定ハンドセラピストの登録と公開

認定ハンドセラピストは、氏名、居住県、会員番号、認定番号、認定年月日、所属施設、所属施設住所が登録されます。認定ハンドセラピストとして登録を希望する方は、登録料 10,000 円を日本ハンドセラピィ学会に納付してください。登録情報は、日本ハンドセラピィ学会 HP、会員名簿、日本ハンドセラピィ学会が必要と認める範囲で公開します。

VIII. 認定ハンドセラピストの更新

認定ハンドセラピスト取得後は、5 年毎に 1 回の更新申請が必要です。更新申請受付期間は 5 年目の年度内 (4 月 1 日から翌年 3 月 31 日消印有効) となります。

1. 認定更新申請資格

認定ハンドセラピストの更新申請は、設定された全ての実践内容に対応した必要単位数を更新の必須要件に準じて取得している方が対象となります (表 18)。

表 18 認定ハンドセラピスト更新に必要な単位数と更新必須要件

実践領域	実践内容	必要単位数	必須要件
研修実践	学会・研修会参加	8*1	注1) 日本手外科学会秋期教育研修会に1回以上参加していること。 注2) 日本ハンドセラピィ学会学術集會に1回以上参加していること。
臨床・研究実践	症例登録	8*2	2例の症例登録をしていること(4単位×2)。 国際学会、日本手外科学会学術集會、日本肘関節学会、日本ハンドセラピィ学会学術集會等のいずれかで手、肘関連の発表(国際学会:4単位、全国学会:3単位、地方学会:1単位) 注1) 全ての発表演題は申請日より過去5年以内に発表したものを有効とする。 注2) 共同演者での発表は定められた単位数の1/2とする。
	学会発表、論文・著書執筆		英文誌、日本手外科学会雑誌、日本肘関節学会雑誌、日本ハンドセラピィ学会誌等のいずれかで、手、肘関連の筆頭論文(英文誌:4単位、和文全国誌:3単位、和文地方誌:1単位、著書:3単位) 注1) 論文・著書の公表はISSN、ISBNを取得した雑誌、著書に限る。 注2) 全ての論文・著書は申請日より過去5年以内に掲載されたものを有効とする。 注3) 共著者での執筆は定められた単位数の1/2とする。
教育等実践	教育・社会貢献	8*1	新規申請に準ずる

*1: 申請日より過去5年以内の実績に限る。

*2: 臨床および研究実践は、症例登録、学会発表、論文・著書執筆の合算で8単位でも可とする。

なお症例登録に関する申請方法等詳細については学会ホームページ上にて別途周知する(2019.12月)

2. 認定更新申請方法

認定更新を申請する方は、日本ハンドセラピィ学会認定資格審査委員会事務局に表19に示す書類を更新年度の前年度末(3月31日消印有効)までに提出してください。疾病、不慮の事故、長期海外滞在等、正当な理由により更新申請ができない場合は、更新の猶予を申請することができます。但し、猶予期間は更新年の1年に限ります。

表 19 認定更新申請に必要な書類

<ol style="list-style-type: none"> 1. 認定ハンドセラピスト更新申請書(様式:審-1号) 2. 認定ハンドセラピスト認定証の写し 3. 研修実践領域に関する書類 <ol style="list-style-type: none"> ① 日本手外科学会秋期教育研修会受講証明書の写し ② 日本ハンドセラピィ学会学術集會参加証明書の写し 4. 研究実践領域に関する書類 <ol style="list-style-type: none"> ③ 症例登録の写し(2例) ④ 学会発表抄録の写し ⑤ 論文・著書の写し 5. 教育等実践領域に関する書類 <ol style="list-style-type: none"> ⑥ 講師・シンポジスト等の証明書(依頼書)の写し

提出先) 〒476-8588 愛知県東海市富貴ノ台2丁目172番地

星城大学リハビリテーション学部作業療法学専攻

日本ハンドセラピィ学会 認定資格審査委員会事務局 飯塚照史

3. 認定更新審査と結果の通知

認定更新の提出書類は、日本ハンドセラピー学会認定資格審査委員会で審査されます。更新審査により可と判定された場合は、本学会理事会の承認を経て正式に更新が決定されます。その結果は文書で通知されます。更新登録料は 10,000 円です。通知後 3 か月以内に更新登録料を納付してください。

IX. 認定ハンドセラピストの資格喪失

認定ハンドセラピストの資格は、認定ハンドセラピストとしての資格を辞退したとき、本学会会則の規定により会員としての資格を喪失したとき、認定ハンドセラピストとしてふさわしくない行為があったとき、認定ハンドセラピスト資格の更新条件を満たさないとき等で喪失します。資格喪失時は、認定証を速やかに返還してください。

X. 認定ハンドセラピスト制度の問い合わせ先

認定ハンドセラピスト制度に関するお問い合わせは、認定資格審査委員会事務局です。

【お問い合わせ先】

〒476-8588 愛知県東海市富貴ノ台2丁目172番地
星城大学リハビリテーション学部作業療法学専攻
日本ハンドセラピー学会 認定資格審査委員会事務局 飯塚照史
電子メール：jcht_secretariat@jhts.or.jp

表 20 認定ハンドセラピスト制度 書類一覧

書 類	様式番号
認定臨床研修申請書	様式：臨-5号
認定臨床研修者 個人資料	様式：臨-6号
認定臨床研修承諾書	様式：臨-7号
認定臨床研修契約書	様式：臨-8号
認定臨床研修誓約書（研修施設提出用）	様式：臨-9号
個人情報取り扱い誓約書	様式：臨-10号
認定臨床研修修了証明書	様式：臨-11号
認定臨床研修開始届	様式：臨-12号
認定臨床研修誓約書（学会提出用）	様式：臨-13号
症例報告合否判定表	様式：臨-14号
実務期間証明書	様式：臨-15号
症例報告の同意書	様式：臨-16号
認定臨床研修中止届	様式：臨-17号
認定臨床研修辞退届	様式：臨-18号
課題付研修合格証明書	様式：臨-19号
自施設症例報告指導申請書	様式：臨-20号
自施設症例報告指導申請者個人資料	様式：臨-21号
自施設症例報告指導承諾書	様式：臨-22号
自施設症例報告作成開始届	様式：臨-23号
認定ハンドセラピスト認定試験受験申請書	様式：試-1号
手外科症例経験一覧表（入会后5年未満）	様式：試-2-1号
手外科症例経験一覧表（入会后5年以上）	様式：試-2-2号
手外科症例要約	様式：試-3号
手外科症例報告 1	様式：試-4-1号
手外科症例報告 2	様式：試-4-2号
認定ハンドセラピスト更新申請書	様式：審-1号